地域建設業経営強化融資制度を活用した工事請負代金の債権譲渡について

岡崎市総務部契約課

この制度は、平成20年8月に国が策定した「安心実現のための緊急総合対策」を受け、建設業の資金調達の円滑化を推進するため、国土交通省が10月に創設しました。 岡崎市では、この制度を運用するための手続き等を定めたのでお知らせします。

①目的

岡崎市が発注した工事の請負代金について、未完成部分を含めた債権を流動化することにより、 建設業者の資金調達の円滑化を図ります。

②対象工事

岡崎市が発注した建設工事

ただし、次の工事は対象外としております。

- ・工期が複数年度にわたる工事で、最終年でないもの
- ・低入札価格調査を受けた工事
- ・請負人の施工能力に疑義があるなど特別な理由がある工事

③譲渡債権の範囲

工事請負代金から前払金及び中間前払金等の支払済額を控除した額の範囲内

④債権譲渡の承諾申請ができる時期

工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降

⑤問合せ先(融資の詳細)

株式会社 建設経営サービス (KKS) 愛知営業所 東日本建設業保証株式会社 愛知支店 電話番号 052-962-3461 (東日本建設業保証、KKSとも同じ)

関連サイト

国土交通省中部地方整備局の該当ページ http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/yuushi/index.htm